

# 住宅宿泊仲介業者登録申請書

(第一面)

住宅宿泊事業法第47条第1項の規定により、住宅宿泊仲介業者の登録の申請をします。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

観光庁長官 殿

登録申請者 商号又は名称  
氏 名  
(法人である場合においては、代表者の氏名)  
電話番号  
ファクシミリ番号

印

受付番号 ※	受付年月日 ※	申請時の登録番号 ( )
-----------	------------	-----------------

(有効期間： 年 月 日～ 年 月 日)

登録の  
種類

1. 新規 2. 更新

※	登録番号	観光庁長官登録 ( ) 第	号
※	登録年月日	年 月 日	
※	有効期間	年 月 日から	年 月 日まで

## ◎ 商号、名称又は氏名及び住所

法人・個人の別

1. 法人  
2. 個人

法人番号	
フリガナ	
商号、名称 又は氏名	
郵便番号	—
住所	

確認欄

※

## ◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	— 年 月 日
性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

確認欄

※







(第五面)

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄

(消印してはならない。)

## 備考

### 1 各面共通事項

- ① 登録申請者は、\*印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の登録番号」の欄は、更新の場合にのみ記入すること。
- ③ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例) 

S	6	0
---	---	---

年 

0	1
---	---

月 

0	1
---	---

日  
[昭和60年1月1日の場合]

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

- ④ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑤ 「住所」及び「所在地」の欄は、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	2	－	1	－	3	：	：	：	：
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑥ 登録申請者が未成年者である場合においては、法定代理人の同意書を添付すること。

### 2 第一面関係

- ① 「登録の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ② 法人番号は、登録申請者が法人である場合にのみ記入すること。  
※法人番号とは、国税庁から指定・通知される13桁の番号。(商業登記簿の会社法人等番号12桁の左側に1桁を付加したもの)
- ③ 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。
- ④ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ⑤ 代表者又は個人に関する事項については、法人である場合で代表者が複数存在するときには、登録申請者である代表者について記入し、その他の者については、第三面の役員に関する事項の欄に記入すること。  
例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、登録申請者である代表取締役について記入し、その他の者については、第三面の役員に関する事項の欄に記入すること。

### 3 第二面関係

- ① 法定代理人の代表者に関する事項(法人である場合)及び法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)の届出は、登録申請者が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。
- ③ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ④ 法定代理人の代表者に関する事項(法人である場合)について、代表者が複数存在するときには、その中から選任された1名の代表者について記入し、その他の者については、法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)に記入すること。  
例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、その中から選任された1名の他の代表取締役について記入し、その他の者については、法定代理人の役員に関する事項(法人である場合)の欄に記入すること。
- ⑤ 第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

### 4 第三面関係

- ① 第三面は、登録申請者が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。
- ③ 第三面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

5 第四面関係

- ① 第四面は、営業所又は事務所ごとに作成すること。
- ② 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例) 

0	3	-	5	2	5	3	-	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ③ 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

誓 約 書

（法人用）

登録申請者及び登録申請者の役員は、住宅宿泊事業法第49条第1項第2号から第4号まで、第6号及び第8号から第11号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称  
代表者の氏名

印

観光庁長官

殿

誓 約 書

(個人用)

登録申請者、法定代理人及び法定代理人の役員は、住宅宿泊事業法第49条第1項第1号から第7号まで及び第9号から第11号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

氏	名	印
法 定 代 理 人		]
商 号 又 は 名 称		
氏	名	
(法人である場合においては、代表者の氏名)		印

観光庁長官 殿



(第二面)

受付番号	受付年月日	届出時の登録番号
※ <input type="text"/>	※ <input type="text"/>	( ) <input type="text"/>

◎ 法定代理人に関する事項

変更後	変更年月日	—	年	月	日
	フリガナ	<input type="text"/>			
	商号、名称 又は氏名	<input type="text"/>			
	郵便番号	—	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	住所	<input type="text"/>			

変更前	フリガナ	<input type="text"/>			
	商号、名称 又は氏名	<input type="text"/>			
	住所	<input type="text"/>			
	住所	<input type="text"/>			

確認欄

※

◎ 法定代理人の代表者に関する事項 (法人である場合)

変更区分

変更後	変更年月日	—	年	月	日	<input type="checkbox"/> 1. 就退任	<input type="checkbox"/> 2. 氏名	
	フリガナ	<input type="text"/>						
	氏名	<input type="text"/>						
	生年月日	—	年	月	日			
	性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性					

変更前	フリガナ	<input type="text"/>			
	氏名	<input type="text"/>			
	生年月日	—	年	月	日
	性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性		

確認欄

※

◎ 法定代理人の役員に関する事項 (法人である場合)

変更区分

変更後	変更年月日	—	年	月	日	<input type="checkbox"/> 1. 就退任	<input type="checkbox"/> 2. 氏名	
	フリガナ	<input type="text"/>						
	氏名	<input type="text"/>						
	生年月日	—	年	月	日			
	性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性					

変更前	フリガナ	<input type="text"/>			
	氏名	<input type="text"/>			
	生年月日	—	年	月	日
	性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性		

確認欄

※







と。

#### 4 第三面関係

- ① 第三面は、登録申請者が法人である場合にのみ記入すること。
- ② 役員に関する事項（法人である場合）の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
  - ア 代表者以外の役員に交代があった場合  
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
  - イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合  
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
  - ウ 代表者以外の役員を削減した場合  
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
  - エ 代表者以外の役員の氏名に変更があった場合  
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

#### 5 第四面関係

- ① 第四面は、営業所又は事務所ごとに作成すること。
- ② 営業所又は事務所に関する事項の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
  - ア 営業所又は事務所を新設した場合  
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
  - イ 営業所又は事務所を廃止した場合  
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
  - ウ 営業所又は事務所の名称又は所在地に変更があった場合  
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- ③ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれー（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例) 

0	3	-	5	2	5	3	-	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

# 廃業等届出書

住宅宿泊事業法第52条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

観光庁長官 殿

届出者 住所

氏名

印

受付番号

\*

受付年月日

\*

届出時の登録番号

( )

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定又は外国の法令上破産手続に相当する手続の開始 4. 解散 5. 廃止
商号、名称又は氏名	
届出事由の生じた日	
住宅宿泊仲介業者と届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人又は外国の法令上これに相当する者 4. 清算人又は外国の法令上これに相当する者 5. 本人

備考

- ① 届出者は、\*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出の理由」及び「住宅宿泊仲介業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ③ 死亡の場合にあっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

第十七号様式（第四十二条関係）

標 識

住宅宿泊仲介業者登録票 Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Private Lodging Business Act	
登録番号 Number	観光庁長官（ ）第 号
登録年月日 Date of License	年 月 日
登録の有効期間 Term of Validity	年 月 日から 年 月 日まで
商号、名称又は氏名 Name	

35cm以上

30cm以上

（表 面）

第 号	年 月 日（有効期間 1 カ年）	
写 真	所属局部課名	
	職 名	
	氏 名	
		年 月 日生
住宅宿泊事業法第66条第2項において準用する同法第17条第2項の規定による		
<b>立入検査証</b>		
	観光庁長官	印

8.5cm

6cm

（裏 面）

住宅宿泊事業法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第十七条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、届出住その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査せ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第六十六条 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊仲介業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、住宿泊仲介業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

五 第十七条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは偽の答弁をした者